

長崎議員 1001 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 90日以上自宅に戻らず2回以上続けて転院
をした受給者の人数は。

答弁要旨

本市では18人となっております。

以上

質問要旨

かかりつけ薬局について、現在の国の動向は。

答弁要旨

「かかりつけ薬局」制度については、薬局全体の改革として、平成 27 年 10 月に国が定めた「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬局機能の強化についての構想が示されたところでございますが、生活保護受給者を対象とした「かかりつけ薬局」制度については、国において具体的な指針は出されておられません。

なお、国の動向としては、平成 28 年 9 月の北陸・東海・関西ブロック生活保護担当指導職員会議において、生活保護受給者を対象とした「かかりつけ薬局」制度についての意見聴取が参加自治体に対してなされたところでございます。

以上

質問要旨

短期間に転院を繰り返すような事例はあるのか。

答弁要旨

一般病棟における入院基本料については、逓減制となっており、看護師の配置により基本点数が異なります。30日以内では、加算がありますが、30日以上になると加算がなくなり、さらに、90日を超えると療養病棟入院基本料が適用され基本点数が逓減することとなります。

こういったことが、報道では、医療機関における経営の面から、入院期間に影響しており、また、福祉事務所が被保護者の状況を確認できていないことなどが、短期間の転院に繋がっているのではないかとされていますが、本市においては、適時、医療機関からの連絡やケースワーカーの实地調査等により被保護者の状況把握に努め、処遇に反映させていることから現在のところ、不適切な短期間の転院といった事例はございません。

以上

質疑要旨

厚生労働省の調査結果から、転院が必要と判断された人数は一部となっているが、どのように考えるのか。

答弁要旨

新聞等においては、入院基本料の逓減性が要因とされておりますが、短期間に一部の医療機関の中で転院を繰り返していた事例が会計検査院の報告でもありますことから、特定の医療機関で同種の診療報酬が算定されていたことは事実かと思えます。

しかし、尼崎市では、適時、状況把握に努め、処遇に反映させていることから現在のところ、不適切な短期間の転院といった事例はございません。

以上

長崎議員 2003 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 18 人のうち、実際に転院が必要なのは何人で、
必要でなかったのは何人か

答弁要旨

18 人のうち、一部主治医等と意見調整を行った者も含め 16 人については、転院が必要であったものと判断しており、残り2人については、入院以外の処遇が必要であったものと判断しています。

以上

質問要旨 2人はなぜ必要のない転院を繰り返しているのか。

答弁要旨

該当する2人につきましては病状的に安定しており、退院可能な状況であったため入院以外の処遇を検討する中で、身体的に居宅での生活を送るには難しく特別養護老人ホーム等介護施設への入所が望ましいと判断し、医療機関と連携して退院に向けての支援を行っていたものでございます。

しかしながら、入所可能な施設が見つからなかったため、結果として認知症患者の受け入れが可能である病院への転院と、入所予定である特別養護老人ホームの近隣の病院への転院となったものでございます。

以上

質問要旨 特養等の施設に入れないことや身寄りがなく在宅にも行けない社会的入院になるが、この事例で言う不適切な転院でないということか。

答弁要旨

該当する2人については、退院するにあたって介護が必要であり、施設入所の方角で退院に向けて支援を行っていたところです。

厚生労働省通知において、「いかなる方法によっても退院後の受入先が確保できない者であって、真にやむを得ないと判断されるものについては、退院後の受入先が確保されるまでの間、当該被保護入院患者に係る入院基本料等相当額を医療扶助により支給して差し支えない。」とされており、この事例におきましては不適切な転院ではないと認識しております。

以上

質問要旨 会計検査院が厚労省に是正を求めている内容
容は

答弁要旨

平成 26 年 3 月 19 日の会計検査院随時報告において、24 府県における検査で、3 医療機関以上に入院した被保護者のうち 132 人が、特定の 8 医療機関に 10 回以上入退院を繰り返していた事例や福祉事務所による転院が必要か否かの検討が事後的に行われており、転院の都度同種の報酬が算定されている事例があったこと等、高頻度入院の状況が報告されました。

その上で、高頻度入院患者について転院が必要か否かの確認業務等が適切に行われるよう各福祉事務所に引き続き指導するとともに、指導を通じて高頻度入院患者の実態把握に努め、その対応方針について継続して検討を行っていくこと、との所見が示されております。

以上

質問要旨 仮に医療機関が診療報酬のために転院を繰り返させようとした場合、福祉事務所は把握できるのか

答弁要旨

福祉事務所では、医療機関に対し、転院が必要である場合、事前に連絡を行うよう求めており、平成 26 年 8 月 20 日の厚生労働省通知の後、平成 26 年 9 月 26 日に、市内医療機関に対し保護受給者が転院する場合の対応として書面にて連絡を行うよう通知を行っております。

以降、事前に転院の連絡をいただいております。福祉事務所としては、その必要性について検討し、また、転院後も治療の状況等を審査していることから、ご指摘の診療報酬を確保するための頻回転院については、把握できるものと考えております。

以上

長崎議員 2008 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

4057 人のうち、届け出が転院後だった患者はいたのか。

答弁要旨

全国で 2720 人おりました。

以上

長崎議員 2010 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 18人の転院事由の届出状況はどうですか。

答弁要旨

18人のうち、12人については事前連絡で、6人については、事後となっております。

以上

質問要旨 6件が転院後の届け出で、厚労省に是正を求められるまでなぜ放置してきたのか。また、市として医療機関に対してこれまでどのように指導してきたのか。

答弁要旨

転院の報告が事後になった6件につきましては、腎不全治療によるもの2件、認知症治療によるもの2件、大腿骨骨折治療によるもの1件、脳梗塞後遺症治療によるもの1件の計6件となっております。これらについて転院後の報告ではありましたが一定の期間内に退院促進支援員等の訪問により入院患者の状況把握を行っており、本市として是正が求められたものではございません。

しかしながら、そのような事後対応を防止するため、市内の医療機関に対し、平成26年9月26日付福祉事務所長名で生活保護受給中の入院患者が転院する場合の対応についての通知を送付し、転院する場合は「転院事由発生連絡票」により転院前に福祉事務所へ連絡を求めることとしております。

以上

質問要旨 患者が十分な説明を受けずに転院を繰り返されているのか。福祉事務所はどのように把握しているのか。

答弁要旨

本市ではケースワーカー及び退院促進支援員が病院を直接訪問することにより主治医及び医療関係者と面談することで入院患者の病状及び療養の状況について把握しており、入院患者本人とも面談を行う中で、入院生活の様子や今後の退院に対する本人意見等も聴取するなど退院等に向けた状況把握や本人の理解も得る中で支援を行っております。

以上

質問要旨

厚生労働省が福祉事務所を通じて行った不適切な転院の監視を強化する指示とは

答弁要旨

平成 26 年 3 月 19 日の会計検査院随時報告において、高頻度入院患者について転院の確認業務等を適切に行われるよう福祉事務所に指導すること等の所見が示されたことから、平成 26 年 8 月 20 日に厚生労働省は、転院を行う場合の対応について、福祉事務所から関係機関へ事前連絡を求め、周知徹底すること、及び、転院の必要性を検討することについて指示を行っております。

以降、毎年度、社会・援護局関係主管課長会議等において、同様の周知が図られております。

以上

質問要旨 10人の嘱託医師で、不適切な転院のチェック
ができているのか

答弁要旨

嘱託医師10人については、各々が月2回、延べ20回の勤務を行う中で、入院が必要か否かの意見書の傷病名、今後の診療見込み及び見込み期間等の内容について審査を行っております。

不適切な転院の恐れがあるなどの疑義が生じた場合、主治医への確認などについての助言をいただき、ケースワーカー等から医療機関と、転院等に関して協議・調整を行っていることから、嘱託医師のチェック機能が果たせていると考えております。

以上

質問要旨 医療の専門職を充実させ、患者からヒアリング
する等チェック機能の強化を行うべきではないか

答弁要旨

入院や転院に関するチェック機能としては、嘱託医師による審査や退院促進支援員による支援のほか、入院期間が180日を超えた長期入院患者については、ケースワーカーが入院先に出向いて実地調査を行い患者や医療関係者からのヒアリング等により、医療扶助の必要性について確認を行っており、引き続き、適正な生活保護の実施に努めてまいります。

以上

質疑要旨

東大阪市の取組についての評価は

答弁要旨

東大阪市においては、全国に先駆けて平成 26 年度から「かかりつけ薬局」制度を本格導入しており、当初は、かかりつけではない薬局に被保護者がかかった際、被保護者と薬局の間でトラブルもあったようですが、現在はそのようなことも少なく、被保護者への健康管理面での指導等にもつながっていると仄聞しております。

一方で、複数の医療機関を受診する必要がある方が医療機関に近い薬局での処方を受けられず利便性を損なうといった点や、指導しても是正されない対象者が存在するなど、制度の課題も出てきているとのことでございます。

具体的な効果については、東大阪市においても平成 26 年度からの制度導入で検証に至っておらず、現時点で、本市が東大阪市の取組を評価することは困難であると考えております。

以上

質疑要旨

かかりつけ薬局の義務化について

答弁要旨

「かかりつけ薬局」制度については、先進自治体である東大阪市での本格導入も平成 26 年度からで課題も多く、事業評価ができていない状況であると聞いております。

このような中で、国においては制度化の是非について自治体への意見聴取も始めたこともあり、医療扶助の適正化全体を見据える中で、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上